

相談・苦情への取り組み

相談・苦情解決実施要領を定めて、より良い保育園づくりを進めています。

①相談・苦情解決の窓口、および苦情解決の手続きの利用者への周知は、園内掲示をしています。

②相談・苦情解決の

| | |
|-------|--------------|
| 責任者 | 園長 |
| 受付担当者 | 一時保育担当保育士 |
| 第三者委員 | 司法書士・民生委員・監事 |

28年度 相談苦情受付処理状況

| 受付件数 | 処理件数 | 第三者委員への報告 |
|------|------|--------------------------|
| 0 | 0 | 有 (理事会に出席願 報告している) |

引き続きご意見箱の利用をお知らせし、細かなことでもすぐに職員会で話題とし、対処するよう話し合っています。